



発送の条件についてご確認ください (1/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

取扱い対応エリア

シンガポール本島内に限る

お荷物を取扱いてできる条件

- ・(発送条件) **ご本人様の渡星される航空券が予約済みであること。または、ご出国後6ヶ月以内であること。**
- ・(永住権取得者、シンガポール国籍の方) シンガポール入国以前に6ヶ月以上日本を含む他国に滞在していること。
- ・ご本人様名義では船便1回までしか発送できません。(他社での発送を含みます)
ご本人様名義で船便2回となる場合には課税処置となってしまいますので、ご家族様で第2便目がある場合には、第2便目を配偶者様(奥様)名義にて発送致します。
- ・半年以上のEP・SPass・DP・Student Passを取得される方が免税対象となります。
(入国・Pass取得日より半年以内)

ご用意いただく書類

| | 赴任者・帯同者 | 留学生 | 永住権保持者 | ご帰国の方 |
|---------|--|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 日本側 | パスポートコピー(顔写真のある1~2ページ)、旅程表(またはEチケット)コピー | | | |
| シンガポール側 | エンプロイメントパス または ディペンダントパス のコピー (次頁※1参照) | スチューデントパス のコピー (次頁※2参照) | 永住ビザ(PR) / Re-Entry Permit / シンガポールでの ICカードコピー / 日本でのビザコピー | シンガポールでの ICカードコピー / 日本でのビザコピー |

※ 上記の書類が揃わない場合、又は条件を満たせない場合は、GSTが課されます。(GSTとは、日本の消費税のようなものです)

※ PRの方は必ず Re-Entry Permit (再入国許可証) が必要です。無い方はシンガポール入国管理局のこちらのサイトを確認ください
ようお願いします。 <https://erep.ica.gov.sg/erep/index.do>

※1 エンプロイメントパス・ディペンダントパス申請中または、申請中の書類未取得の方の必要書類について

- 『in principle approval』レターを受け取られている方の場合(申請して取得容認されたがパスをまだ受け取られていない場合)
- イミグレーションからの『in principle approval』レター

※2 スチューデントパス(学生ビザ)申請中または、申請中の書類未取得の方の必要書類について

- 『in principle approval』レター

スチューデントパスがない場合、『in principle approval』レターをご用意して頂ければ大丈夫です。
但し『in principle approval』レターに大学名、大学住所、コース(学科)などの記載が必要です。



クロネコヤマトの
海外引越

ヤマト運輸

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



シンガポール

SINGAPORE

発送の条件についてご確認ください (2/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

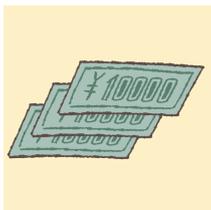
お荷物としてお受け出来ないもの



調味料



サプリメント



現金



クレジットカード



貴金属



思い出の品



花火、火薬



香水、マニキュア



毒物類



モデルガン、模造刀



種、球根、土



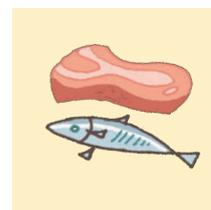
ワシントン条約で
禁止されているもの



ノートパソコン



電動アシスト自転車など



腐りやすいもの

| | |
|---------|---|
| 食品・飲料品 | <ul style="list-style-type: none"> ・肉 / 魚 / 野菜 / 種子 / 乳製品及び加工品、米、お酒 ※食料品がある場合は、検査(放射能検査)になる可能性があり、通関日数にお時間がかかる可能性がございます。また、大量の食品はお取扱い出来ません(荷物の全体量から判断され、あくまで当面の量程度のみ可能です) |
| 文書・書籍 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポルノ ・政治的文書 |
| 偽造・海賊版 | <ul style="list-style-type: none"> ・偽造されたもの ・海賊版の物品 |
| 貴重品 | <ul style="list-style-type: none"> ・現金、有価証券(手形、小切手、商品券)、貴金属、古美術品 ・価格価値の算定が困難なもの(思い出の品物など) ・クレジットカード、パスポート、免許証など |
| 爆発物・危険物 | <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類(花火、火薬)、高圧ガス(ガスボンベ、スプレー缶) ・可燃性物質(マッチ、ライター、香水、タバコ、葉巻、マニキュア、除光液) ・毒物類(毒物、劇物と書かれた薬品等) ・武器(拳銃、刀剣類 ※模造刀も不可、モデルガン、スタンガン) |



クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



シンガポール

SINGAPORE

発送の条件についてご確認ください (3/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

お荷物としてお受け出来ないもの (つづき)

| | |
|------------|---|
| 動植物関連 | ・種、球根、土（土が付着したものを含む） ・わら製品（ゴザなど） ・生きている動植物 ・ドライフラワー |
| ワシントン条約 | ワシントン条約によって取引の禁止されている皮 / 毛皮 / 角 / 骨 / 象牙などの加工品 (毛皮、敷物、ハンドバッグ、ベルト、財布、アクセサリ、漢方薬、ギター、ウクレレなど) |
| 医薬品・医薬部外品等 | ・麻薬および向精神薬など ・皮下注射器 |
| 電化製品 | ・パソコン、モニター、ルーター、モデム、パソコン周辺機器全般、3D プリンター ・量子コンピューター、分光器、光源、ハイパースペクトルカメラ、マイクロスコープ、 ジャイロスコープなど ・部品を含むドローン ・トランシーバー |
| その他 | ・車両（自動車、バイク、電動アシスト自転車など） ・船舶（カヌー、カヤック、ゴムボートなど） ・腐りやすい物 ・豚毛製品 |
| 全般 | ・法令などにより各種証明書や承認書がないと送れないもの |

※送るときに注意が必要なこと

- ◎ 新品の電化製品は課税の対象となります。また、検査品目であるため検査費用が発生し、お目安の所要日数より配達が遅くなる場合がございますので予めご了承下さい。
- ◎ 医薬品・コンタクトレンズ用品・化粧品など = 家庭用常備薬であればお持込可能ですが、量としては個人の使用量としての常識の範囲内ということになります。
- ◎ 映像（ビデオテープ、DVDなど）に関するソフトを持ち込まれる場合には、輸入申告書（P Form）にご記入いただくなど、ご注意ください。
- ◎ 日本製のパソコンは規格が全く異なる為、シンガポールでは修理することが出来ません。可能な限り手荷物でのお持込みや、それが不可能な場合は船便での発送をお願い致します。
- ◎ 【配達時のご注意】 一部入居先（コンドミニアム）によっては、エレベーター使用料(1,000 円～5,000 円)が必要となります。こちらの費用は現地にてご精算させて頂くこととなりますのでご了承願います。

雨季について

雨季があります。非常にカビが発生しやすい時期ですので、雨季にお荷物を送られる際、衣料品や靴には除湿剤をお入れください。

現地お問い合わせ連絡先

シンガポールヤマト運輸株式会社（国番号：65）

TEL 1800-2255-888（シンガポール国内から）

TEL 65-6274-0309 / FAX 65-6278-9151（海外から）

E-mail removal@yamatosingapore.com

営業時間：平日 9：00～17：00 / 土曜 9：00～12：00

* お問い合わせ時は『単身プラン』をご利用の旨お伝えください。